

<p>(関連分野) その他</p>
<p>(事業の名称) 違法広告物簡易除却緊急支援</p>
<p>(関係省庁名) 国土交通省</p>
<p>事業の概要</p> <p>(事業内容) 違法な屋外広告物については、景観の阻害要因として全国で課題とされているところであるが、H16の屋外広告物法改正により簡易除却の対象が拡充された。 しかしながら、違法のビラ、立て看板などが実際に町中に多くみられるものの、地方公共団体の職員のみにより簡易除却を行うことについては限界があることから、民間委託により違法広告物を撤去するものである。</p> <p>(事業スキーム) 都道府県及び市町村：屋外広告物条例に基づく事務の所掌団体。委託先の選定、監督を行う。 NPO法人等の民間団体：都道府県若しくは市町村から委託を受け、違反広告物の除去を実施する。 国：相談及び助言を行う。</p>
<p>(事業展開に必要となる事項・規制緩和など) 特になし</p>
<p>(期待される効果) 定性的効果：当該事業の実施を通じて、民間主導による継続的な違反広告物撤去の活動が促進され、効果的な景観の向上が図られる。</p>
<p>(先行事例) 岐阜市：屋外広告物簡易除却事業 道路上の電柱、ガードレール、街路樹といった禁止物件等に設置してあるはり紙、はり札、立て看板、広告旗等を日常パトロールで簡易除却する。</p>
<p>(期間後の取扱い) 併せて違法広告物対策をPRしていくことにより、長期的に違法広告物そのものを減少させていく。</p>
<p>(関係省庁担当者連絡先) 国土交通省都市・地域整備局公園緑地・景観課 課長補佐 脇坂 / 係長 堀崎 電話番号：03-5253-8954 / ファックス：03-5253-1593</p>